

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 298 回

円が急伸し、105 円台に達しました。1 週間で 6 円上昇しました。
輸出企業及びその関連企業の方は大変心配ですね。
今後円安になっていくのが大変不安な状況ですね。
そしてまた中国の景気が不安定なことも円高要因の一つとなるとともに、中国等に輸出をしている企業にとってもまだまだ楽観は許されません。
さて、現在は人不足になってきていますね。
これを我々中小企業としてはどうやって乗り切っていくか、なかなか難しい問題ですが、特に、介護、医療、土木、建設、運送等で人手不足が目立っています。
乗り切る一番の方法はやはり「生産性向上」ではないでしょうか。
すなわち「現場努力」「工夫」ではないかと思えます。
いつも言われることですが、

- ① 時間当り生産数、サービス量の増加努力
- ② ミス、不良、ムダの削減
- ③ 工夫力のUP、それによる研究開発力のUP、イノベーション力の向上
- ④ そのための企業間の連携

等々、当たり前のことですが、必ず必要なことですね。自己努力で頑張るよりないですね。頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 203 回

めざめよ日本人 (125)

このたび、熊本大地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
犠牲になられた方々のご冥福と共に被災避難者のご健康、被災地の 1 日も早い復興をお祈りしております。
東北に続き九州と日本に降りかかる災難は、日本人に対してどんな戒めを伝えているのでしょうか。
大自然がもたらす、異常すぎるメカニズムは、想像もかなわない恐怖を及ぼします。
気楽ではおれませんね。
いつ何時我々の上に…

平成 28 年度税制改正大綱 住宅・土地税制

竹尾 元宏

平成 28 年度税制改正大綱により「空き家に係る譲渡所得の特別控除」制度が創設されました。今回は当該特別控除の内容と適用条件について説明いたします。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の概要

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかった、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋等）及び当該相続開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得した個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、一定の要件を満たした譲渡をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円の特別控除を適用することができます。

【適用対象資産とその要件】

1. そのまま譲渡する家屋、又は当該家屋とともに譲渡する土地等
 - ① 相続時から譲渡時までには事業用、貸付用、又は居住用に供されていたことがないこと。
 - ② 譲渡時において一定の耐震基準を満たしていること。
2. 家屋を除却した後に譲渡される、その敷地の用に供されていた土地等
 - ① 除却した家屋は、相続時から除却時までには、事業用、貸付用、又は居住用に供されていたことがないこと。
 - ② 家屋除却後更地となった土地等は、相続時から譲渡時までには、事業用、貸付用、又は居住用に供されていたことがないこと。
※ ただし、当該相続の時から当該相続の開始があった日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が 1 億円を超えるものを除きます。

【申告手続き等】

本特例は、確定申告書に、地方公共団体等の長等の当該被相続人居住用家屋及び当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等が上記 1. 又は 2. の要件を満たすことの確認をした旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に適用するものとされます。

(出典:平成 28 年度税制改正大綱より)